

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

少額減価償却資産の判定

Q: 当社では役員会議室用のテーブルと椅子8脚(役員の数: 8人)を所望していたところカタログでは会議室のレイアウトに合うものがテーブルと椅子6脚で1セットとなっていたため、その1セットに椅子2脚を追加して購入しました。追加した椅子は1脚18万円なので一時に損金として処理していいでしょうか。

A: 法人が取得価額20万円未満の少額減価償却資産を取得し事業の用に供した場合において、その事業年度にその取得価額相当額を全額損金経理したときは、その金額はその事業年度の損金の額に算入されます。

取得価額が20万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については1台又は1基ごとに工具・器具及び備品については1個・1組又は1そろいごとに判定します。

この場合、通常1単位として取引されるその単位というのは、単にカタログに表示された数の単位ではなく、購入する法人における用途、用法に応じてパッケージされて取引される単位によるのが適当と考えられます。

ご質問の場合、テーブルと椅子8脚は、役員会議室としての機能を果たすための一の空間を演出する目的で設置されたものであるため、その空間ごとに判断するのが適当と考えられますので、テーブルと椅子8脚は1単位として判断して下さい。従って、追加した椅子は少額減価償却資産に該当しないため、一時に損金として処理できず、応接セットとしてその耐用年数に応じて減価償却して下さい。

